

鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

令和8年6月4日（木曜日）

議 事 日 程 （第 1 号）

令和8年6月4日（木） 午前10時0分開会 鳥取市議会議場

- 第1 議席の指定
- 第2 会期の決定
- 第3 常任委員の選任
- 第4 議会運営委員の選任
- 第5 議案第8号鳥取県東部広域行政管理組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正についてから議案第12号財産の取得についてまで（提案説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第6 報告第1号繰越明許費繰越計算書について（報告・質疑）

~~~~~

会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第6まで

~~~~~

出 席 議 員 （ 18 名 ）

1 番	加	嶋	辰	史	2 番	浅	野	博	文
3 番	金	田	靖	典	4 番	吉	野	恭	介
5 番	星	見	健	蔵	6 番	勝	田	鮮	二
7 番	西	村	紳	一 郎	8 番	平	野	真 理	子
9 番	川	西		聡	10番	川	西	美 恵	子
11番	川	上		守	12番	安	道	泰	治
13番	柳		正	敏	14番	橋	本		恒

15番	砂	田	典	男	16番	伊	藤	幾	子
17番	長	坂	則	翁	18番	上	杉	栄	一

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

|           |                 |           |
|-----------|-----------------|-----------|
| 管 理 者     | 鳥 取 市 長         | 深 澤 義 彦   |
| 副 管 理 者   | 岩 美 町 長         | 長 戸 清     |
| 副 管 理 者   | 若 桜 町 長         | 上 川 元 張   |
| 副 管 理 者   | 八 頭 町 長         | 矢 部 啓 祐   |
| 副 管 理 者   | 鳥 取 市 副 市 長     | 羽 場 恭 一   |
| 事 務 局 長   |                 | 吉 田 彰 克   |
| 消 防 局 長   |                 | 鹿 田 幸 人   |
| 会 計 管 理 者 | 鳥 取 市 会 計 管 理 者 | 山 根 康 子 郎 |

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

書 記 長	鳥 取 市 議 会 事 務 局 長	一 村 泰 志
書 記 次 長	鳥 取 市 議 会 事 務 局 次 長	太 田 奈 津 美
書 記	鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 幹	吉 田 綾 子
書 記	鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 任	岡 崎 圭 涼

~~~~~

午前10時0分 開会

◆**星見健蔵 議長** 皆様、おはようございます。ただいまから令和8年第1回鳥取県東部広域行政管理組合議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

報告事項がありますので、書記長に報告させます。

◆**一村泰志 書記長** 御報告いたします。

議員の異動についてです。

若桜町議会議員の任期満了に伴いまして、令和8年3月9日に若桜町議会において、鳥取県東部広域行政管理組合議会議員選挙が行われ、川上守議員が選出されました。

以上報告を終わります。

◆**星見健蔵 議長** 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

第1 議席の指定

◆**星見健蔵 議長** 日程第1、議席の指定を議題とします。

今回選出されました川上守議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、11番に指定します。

## 第2 会期の決定

◆星見健蔵 議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆星見健蔵 議長 御異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日に決定しました。

## 第3 常任委員の選任

◆星見健蔵 議長 日程第3、常任委員の選任を議題とします。

お諮りします。

欠員中の常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、11番、川上守議員を総務福祉消防委員に指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆星見健蔵 議長 御異議なしと認めます。したがって、川上守議員を総務福祉消防委員に選任することに決定しました。

## 第4 議会運営委員の選任

◆星見健蔵 議長 日程第4、議会運営委員の選任を議題とします。

お諮りします。

欠員中の議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、11番、川上守議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆星見健蔵 議長 御異議なしと認めます。したがって、川上守議員を議会運営委員に選任することに決定しました。

第5 議案第8号鳥取県東部広域行政管理組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正についてから議案第12号財産の取得についてまで（提案説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論採決）

第6 報告第1号繰越明許費繰越計算書について（報告・質疑）

◆星見健蔵 議長 日程第5、議案第8号鳥取県東部広域行政管理組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正についてから議案第12号財産の取得についてまで、以上5案、並びに日程第6、報告第1号繰越明許費繰越計算書についてを一括して議題とします。

提出者の説明及び報告を求めます。

深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 本組合議会臨時会に提案いたしました議案の説明に先立ちまして、本組合における共同処理

事務の取組状況について御報告いたします。

本組合が管理運営を行っています鳥取県東部環境クリーンセンターや可燃物処理施設リンピアいなばをはじめとする生活関連施設につきましては、地元の皆様の御理解と御協力のもと、順調に業務を継続しており、因幡霊場につきましては、利用者の利便性向上のため、令和7年度及び令和8年度の2か年事業として、内部改修事業を実施しております。本組合の施設において、今後も住民生活に支障が生じることがないよう、安定稼働に努めてまいります。

また、消防事務におきましては、全国各地で林野火災が多発する中、一定の気象条件に達した場合に林野火災予防の実行性を高めることを目的に、令和8年3月31日より本圏域において林野火災注意報及び林野火災警報の発令についての運用を開始いたしました。林野火災の発生を予防するための、注意喚起を行うとともに、万が一火災が発生した場合に迅速かつ的確な対応が図れるよう、関係機関との連携のもと、対策を強化してまいります。引き続き、地域住民の皆様の安全・安心を確保するため、組織市町と一体となって共同処理事務への取組を進めてまいります。

それでは、本臨時会に提案いたしました議案につきまして御説明いたします。

議案第8号は、地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、所要の整理を行うため、鳥取県東部広域行政管理組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正するものです。

議案第9号は、地方自治法の規定により、鳥取県行政不服審査会共同設置規約の一部を変更するための協議について、必要な議決を求めるものです。

議案第10号は、八頭消防署用瀬出張所へ配備しております高規格救急自動車を更新するため、指名競争入札を実施したところ、鳥取トヨタ自動車株式会社が落札したので、購入契約の締結に当たり必要な議決を求めるものです。

議案第11号は、八頭消防署用瀬出張所へ配備する高規格救急自動車に積載する高度救命処置用資器材を更新するため、指名競争入札を実施したところ、株式会社メディスが落札したので、購入契約の締結に当たり必要な議決を求めるものです。

議案第12号は、気高消防署へ配備しております災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車を更新するため、指名競争入札を実施したところ、株式会社吉谷機械製作所が落札したので、購入契約の締結に当たり必要な議決を求めるものです。

報告第1号は、令和7年度一般会計予算のうち、令和8年度への繰越明許費について、繰越額が確定しましたので報告するものです。

以上、今回提案しました議案について、その概要を御説明いたしました。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

◆星見健蔵 議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆星見健蔵 議長 質疑なしと認めます。

議案第8号鳥取県東部広域行政管理組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正についてから議案第12号財産の取得についてまで、以上5案は審査のため、総務福祉消防委員会に付託します。

委員会開催のため、しばらく休憩します。

午前10時8分 休憩

午前11時15分 再開

◆星見健蔵 議長 ただいまから、会議を再開します。

報告事項がありますので、書記長に報告させます。

◆一村泰志 書記長 御報告いたします。

先ほど開催されました総務福祉消防委員会におきまして、副委員長に11番、川上守議員が選出されました。

以上、報告を終わります。

◆星見健蔵 議長 議案第8号鳥取県東部広域行政管理組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正についてから議案第12号財産の取得についてまで、以上5案を一括して議題とします。

委員会審査報告書が議長に提出されております。総務福祉消防委員長の報告を求めます。

2番浅野博文議員。

〔2番浅野博文議員 登壇〕

◆2番浅野博文 議員 総務福祉消防委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告します。

議案第8号鳥取県東部広域行政管理組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について、議案第9号鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更について、議案第10号財産の取得について、議案第11号財産の取得について、議案第12号財産の取得について以上5案は、いずれも適切な措置と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

◆星見健蔵 議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆星見健蔵 議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆星見健蔵 議長 討論なしと認めます。

これより、採決します。

まず、議案第8号鳥取県東部広域行政管理組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正についてを電子表決システムにより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

〔各議員ボタンを押す〕

◆星見健蔵 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆星見健蔵 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更についてを電子表決システムにより採決します。  
お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

〔各議員ボタンを押す〕

◆星見健蔵 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆星見健蔵 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号財産の取得についてを電子表決システムにより採決します。  
お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

〔各議員ボタンを押す〕

◆星見健蔵 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆星見健蔵 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号財産の取得についてを電子表決システムにより採決します。  
お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

〔各議員ボタンを押す〕

◆星見健蔵 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆星見健蔵 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号財産の取得についてを電子表決システムにより採決します。  
お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆星見健蔵 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆星見健蔵 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これで、令和8年第1回鳥取県東部広域行政管理組合議会臨時会を閉会します。

午前11時22分 閉会